

大阪市告示第1042号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年7月31日

大阪市長 横 山 英 幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
長居陸上競技場 トレーニング場	令和6年8月5日（月）	午前9時から 午後1時まで
	令和6年8月13日（火）	午前9時から 午後9時30分まで
	令和6年8月19日（月）	午前9時から 午後1時まで
	令和6年8月26日（月）	
長居第2陸上競技場	令和6年8月19日（月）	午前7時から 午後9時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
長居陸上競技場 トレーニング場	令和6年8月1日（木）から 同月3日（土）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和6年8月4日（日）	午前9時から 午後6時まで
	令和6年8月6日（火）から 同月10日（土）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和6年8月11日（日）	午前9時から 午後6時まで

	令和 6 年 8 月 14 日（水）から 同月 17 日（土）まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで
	令和 6 年 8 月 18 日（日）	午前 9 時から 午後 6 時まで
	令和 6 年 8 月 20 日（火）から 同月 24 日（土）まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで
	令和 6 年 8 月 25 日（日）	午前 9 時から 午後 6 時まで
	令和 6 年 8 月 27 日（火）から 同月 31 日（土）まで	午前 9 時から 午後 6 時まで
長居第 2 陸上競技場	令和 6 年 8 月 20 日（火）	午前 7 時から 午後 9 時まで
長居庭球場	令和 6 年 8 月 1 日（木）から 同月 2 日（金）まで	午前 9 時から 午後 9 時 40 分まで
	令和 6 年 8 月 5 日（月）から 同月 9 日（金）まで	
	令和 6 年 8 月 19 日（月）から 同月 23 日（金）まで	
	令和 6 年 8 月 26 日（月）から 同月 30 日（金）まで	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）